

重要事項説明書兼契約書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	デザインワークス
代表者（役職・氏名）	代表取締役 藤本 洋平
所在地・連絡先	〒665-0865 宝塚市寿町8-19 (電話)0797-26-6810
法人設立年月日	2006年 8月 10日

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	デザインワークス
介護保険指定事業所番号	2871101818
事業所所在地	〒665-0865 宝塚市寿町8-19
連絡先	0797-26-2810
通常の事業の実施地域	宝塚市・西宮市・尼崎市・芦屋市・神戸市・川西市 伊丹市・豊中市・池田市

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業者が行う特定福祉用具販売・特定予防福祉用具販売事業の適切な運営を確保するために、事業者の専門相談員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な特定福祉用具販売・特定予防福祉用具販売を提供することを目的とします。
運営の方針	福祉用具は豊かな生活を築くための支援の一部分であり 自立支援及び介護負担の軽減等の目的に要介護者の身体的 精神的状況の改善効果介護負担の軽減効果が得られるように サービスの提供に努めます。

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	平日
営業時間	9時00分～17時00分

（4）事業所の職員体制

管理者	藤本 利久			
	常勤（人数）		非常勤（人数）	
専従	兼任	専従	兼任	
管理者	0名	1名	0名	0名
福祉用具専門相談員	1名	2名	0名	0名

（5）福祉用具の取扱い種目

<input type="checkbox"/> 腰掛便座	<input type="checkbox"/> スロープ	※2
<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置の交換可能部品	<input type="checkbox"/> 歩行器	
<input type="checkbox"/> 排泄予測支援機器	<input type="checkbox"/> 歩行補助杖	※3
<input type="checkbox"/> 入浴補助用具	※1	
<input type="checkbox"/> 簡易浴槽		
<input type="checkbox"/> 移動式リフトのつり具の部分		

※1…入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・シャワーキャリー・浴室内外のこ・浴槽内すのこ・入浴介助ベルト

※2…「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。

※3…カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画

(又は介護予防サービス計画)の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで交付します。

(2) 購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)にかかる費用は、次のいずれかの方法によりお支払ください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	購入時に、現金にてお支払ください。

4 衛生管理等について

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

5 身分証携行義務

(1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

(1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0797 - 26 - 6810
---------	-----------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	宝塚市役所介護保険課	電話番号 0797 - 77 - 2136
	兵庫県国保連合会	電話番号 078 - 332 - 5601

8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

(1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

(2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。

(3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。

なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

(4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9 虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者) 藤本 洋平

(2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

(1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。

(2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し実費相当額を請求できるものとします。

○年 ○月 ○日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事 業 者 事業者（法人）名

代表者職・氏名

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また8（2）に記載している個人情報の使用についても、同意します。

利 用 者 氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

本人との続柄

氏 名

運営規程

運営規程

デザインワークス

指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]

運営規程

(事業の目的)

第1条 デザインワークス株が設置するデザインワークス（以下「事業所」という。）において実施する指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定の援助・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、[「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デザインワークス
- (2) 所在地 宝塚市寿町8-19

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（専門相談員と兼務）

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 専門相談員 2名（常勤 2名）

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の選定を行うとともに、その相談に応じる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月5日までを除く。

営業時間 午前9時から17時00分までとする。

(指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法及び取扱種目)

第6条 事業所で行う指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。
- (2) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 本事業所において取り扱う特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の種目は次のとおりである。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 腰掛便座 | 4. 簡易浴槽 |
| 2. 特殊尿器 | 5. 移動用リフトつり具部分 |
| 3. 入浴補助用具 | |

(利用料等)

第7条 特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から片道50キロメートル未満は1,000円
 - (2) 事業所から片道60キロメートル以上は2,000円
- 3 特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、宝塚市 西宮市 尼崎市 芦屋市 神戸市（東灘区 灘区）
池田市 豊中市 伊丹市 川西市の区域とする。

(研修による人材育成に関する事項)

第9条

- 1 事業者は適切な指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 全順の規定より、研修の実施計画を従業者の勤務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の録を保管するとともに、必要に応じて見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(苦情処理)

第10条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業者は事故の発生又その発生を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 1 事故が発生した場合の対応 次号の規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
- 2 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 3 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を徹底的に行う。
- 4 事業者はサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに、兼、市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 5 事業者は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録する。
- 6 事業者は利用者に対するサービスの提供により措置すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(暴力団等の排除)

第13条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）であってはならない。

- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、研修による従業員の計画的な人材育成を行う。資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表をするように努めなければならない。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は
デザインワークス株式会社と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(別添) 料金表